

●署名活動 F A Q

Q. 幼児教育振興法（仮称）とはどのようなことですか？

A. 今回の署名活動の趣旨は署名用紙の裏側をご確認いただきますようお願いいたします。

Q. 集まった署名はどこに要望されるのですか？

A. 今回の署名活動の要望先は幼児教育振興法（仮称）の制定を実現するために、政府・関係省庁など臨機応変に対応させていただきます。要望が行われた際は私幼時報やP T A しんぶんなどの機関紙にてご報告させていただきます。

Q. 記入した署名用紙はどうすればよいですか？

A. 各園でとりまとめていただくようお願いいたします。

Q. 園で集まった署名用紙はどうすればよいですか？

A. 各都道府県の私立幼稚園団体の指示に従っていただくようお願いいたします。また、全日私幼連では直接の署名用紙の受付はしておりません。

Q. 署名活動の締切日はいつですか？

締切日は各都道府県団体で異なる場合がございますので、お手数ですがご確認いただくようお願いいたします。

Q. 署名用紙は1枚10名まで書かなければなりませんか？

A. 10名までお書きいただければ幸いです、満たない場合も問題はありません。

Q. 指定の署名用紙を使わず、園の独自のものを使用してもよいですか？

A. お手数ですが、指定の署名用紙をご使用ください（ようちえん通信（9月発行）及び、全日私幼連HPのものを〈署名用紙〉をご使用ください。）

Q. 署名用紙はHPからダウンロードができますか？

A. 全日私幼連HPのトップ画面よりダウンロードできます。

Q. 署名用紙をコピー機等でスキャンし、メールやFAXで送ってもいいかですか？

A. お手数ですが、原本をお送りください。

Q. 署名用紙1枚10名のところに15名書いてもよいですか？

A. 署名用紙は1枚10名の様式となっております。お手数ですが、15名お書きいただく場合は、署名用紙をコピーしていただき、計2枚の署名用紙をお使いください。

Q. 署名用紙は片面のみで郵送してよいでしょうか？

A. 署名用紙面のみ（片面）でも結構です。

Q. 住所は番地まで書かなければなりませんか？また、同じ住所の場合「〃」にしてもよいですか？

A. 極力お書きいただくようお願いいたします。（記入がなかった場合でも受付はいたします）

（平成27年9月9日現在）